ウ　被害者情報の保護の徹底	
①　被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。	内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省
②　被害者が通う職場、学校等や被害者の子供が通う学校等において、加害者に対して被害者等の居所を知られることがないよう十分配慮することが被害者等の安全の確保を図る上で重要であることについて、広報啓発を推進する。	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、文部科学省、関係府省
エ　広報啓発活動等の推進	
㋐　予防啓発の推進	
①　ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。	内閣府、総務省、文部科学省、関係府省
㋑　広報啓発の推進	
①　どのような行為がストーカーに当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取締りや対応ができるのか、また、被害者の支援者につきまとい等があった場合も法の対象となり得ることなどについて、広報啓発をより一層推進する。	警察庁
②　ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。	内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省
オ　加害者更生に係る取組の推進	
①　加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階での加害者に対する更生のための働きかけ、受刑者等に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者更生に係る取組を推進する。	内閣府、警察庁、法務省、関係府省

4　性犯罪への対策の推進

施　策　の　基　本　的　方　向
性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制の整備及び被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制整備を図るとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。また、法制度の見直しを含め、性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。

具　体　的　な　取　組	担当府省
ア　性犯罪への厳正な対処等	
㋐　関係諸規定の厳正な運用と適正捜査の推進	
①　性犯罪への対処のため、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。さらに性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。	警察庁、法務省
㋑　性犯罪捜査体制の整備・充実	
①　性犯罪に対して一層厳正に対処するため、警察・検察において専門的知識や理解を更に深めるとともに、性犯罪捜査担当係への女性警察官配置を推進するなど捜査体制の充実を図る。	警察庁、法務省
㋒　性犯罪の潜在化防止に向けた取組	
①　「性犯罪被害110番」の活用や女性警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出ができる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。	警察庁
㋓　精神面の被害への適切な対応	
①　性犯罪等の被害者は、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の精神的な疾患に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握し、事案に応じた適切な対応を図る。	警察庁、関係府省
㋔　各種性犯罪への対応	
①　痴漢犯罪、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ることなど痴漢防止対策を推進する。	警察庁、国土交通省
②　ポルノ撮影等の際になされる性犯罪等について、厳正な取締りに努める。	警察庁
③　教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化する。	文部科学省、厚生労働省、関係府省
イ　被害者への支援・配慮等	
㋐　ワンストップ支援センターの設置促進	
①　性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援を始めとする、適切な支援が可能な性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。	内閣府、警察庁、厚生労働省、関係府省
㋑　女性警察官等による支援	
①　指定被害者支援要員又は警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係に配置された女性警察官等が、被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を行う。	警察庁
㋒　被害者の心情に配意した事情聴取等の推進	
①　被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分に配意する。被告の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。また、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置、活用や被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用などによる事情聴取等の推進に努める。	警察庁、法務省、国土交通省
②　被害者に対する不適切な対応による更なる被害を防止する観点も含め、支援に従事する関係者に対して、啓発・研修を実施する。	内閣府、関係府省
㋓　診断・治療等に関する支援の充実	
①　医療機関における性犯罪被害者の支援体制、被害者の受入れに係る啓発・研修を強化し、急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医を始めとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する。	厚生労働省
②　性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図る。関係省庁においても、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員の活用を促進する。	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省